

認知症かなと思ったら

高松市認知症ケアパス～認知症を知り、適切な医療や介護サービス等を利用するために～

※認知症の進行及び症状や経過には、個人差があります。

**【認知症の経過】**

- (1) 正常なレベル  
日常生活は自立
- (2) 軽度認知障害 (MCI)  
日常生活は自立
- (3) 認知症
  - ① 認知症を有するが日常生活は自立
  - ② 誰かの見守りがあれば日常生活は自立
  - ③ 日常生活に手助け介護が必要
  - ④ 常に介護が必要

**【本人の様子为例】**

- (1) 正常なレベル  
加齢によるもの忘れは、体験やできごとの一部を忘れることはあっても、ヒントがあれば思い出すことができる。
- (2) 軽度認知障害 (MCI)  
認知症とは診断されないが、正常とはいえない。
  - もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成はできる。
- (3) 認知症
  - ① 認知症を有するが日常生活は自立  
少し前のことが思い出せなくなる。
    - もの忘れがある。
    - 探し物が増える。
  - ② 誰かの見守りがあれば日常生活は自立  
人のために何かすることが苦手になる。
    - 服薬管理が難しくなる。
    - 電話の対応や訪問者との対応が難しくなる。
    - 慣れた道で迷子になる。

※①②の時期

- 初期の頃は、頭の中に霧がかかったような感じや、不安・焦りを感じています。

③ 日常生活に手助け介護が必要

身の回りのことに手助けが必要になる。

●食事やトイレなど、身の回りのことに時間がかかるようになる。

●道に迷って帰れなくなる。

④ 常に介護が必要

身の回りのことに手助けが常に必要になる。

●食事、排せつ、入浴等、日常の介護が常に必要になる。

※③④の時期

●常に介護が必要になっても、人としての自尊心は最後まで持ち続けています。

【認知症の人と家族を支援する体制】

(1) 正常なレベル～ (3) 認知症

a 医療が必要になったとき

●認知症初期集中支援チーム▶○ページ

b 介護が必要になったとき

●認知症サポーターによる見守り

●特別あんしん見守りによる定期的な見守り▶○ページ

●認知症初期集中支援チーム▶○ページ

●配食見守りサービス▶○ページ

●インフォーマルサービス（生活援助・弁当の宅配・食料品日用品宅配・移送・訪問による理容、美容）

c 権利を守る

●日常生活自立支援事業

d 住まいなど

●ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームなど

e 家族への支援

●相談先：地域包括支援センター・老人介護支援センター・長寿福祉課・介護保険課・健康づくり推進課・たかまつ介護相談専用ダイヤル▶○～○ページ

●認知症カフェ・認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」・家族会など、家族の仲間づくり等を支援▶○ページ

(2) 軽度認知障害 (MCI) ～ (3) 認知症

a 医療が必要になったとき

●かかりつけ医・認知症疾患医療センター（いわき病院・三光病院）・専門医療機関・もの忘れ相談医

(3) 認知症

①認知症を有するが日常生活は自立～④常に介護が必要

- b 介護が必要になったとき
  - 訪問介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護等の介護保険サービス▶〇～〇ページ
- ②誰かの見守りがあれば日常生活は自立～④常に介護が必要
  - b 介護が必要になったとき
    - 高齢者福祉タクシー助成・紙おむつ給付等の在宅福祉サービス▶〇～〇ページ
  - c 権利を守る
    - 成年後見制度▶〇ページ
  - d 住まいなど
    - グループホーム▶〇ページ
- ③日常生活に手助け介護が必要～④常に介護が必要
  - d 住まいなど
    - 介護老人保健施設・介護老人福祉施設等▶〇ページ
  - e 家族への支援
    - 介護見舞金支給▶〇ページ
    - 認知症等行方不明高齢者保護ネットワーク▶〇ページ
    - 認知症等行方不明高齢者家族支援サービス▶〇ページ

#### 【周囲の接し方】

- (1) 正常なレベル～(3) 認知症 ①認知症を有するが日常生活は自立
  - 周囲の「気づき」が、とても大切です。
  - いつもと違う、何かおかしいと思ったら、早めに受診をすすめましょう。
- (3) 認知症 ①認知症を有するが日常生活は自立～④常に介護が必要
  - 本人が家庭内で役割を持つほか、地域の活動に参加するなど、社会参加が継続してできるように働きかけましょう。
  - 失敗やミスを指摘せず、自尊心を傷つけたり、自信を喪失させたりしないよう、さりげなくフォローしましょう。
  - 介護保険サービスなどを上手に利用し、本人の意思が尊重される生活が送れるようにしましょう。

認知症簡易チェックサイトで、認知症初期症状を気軽にチェックできます。二次元コードをご活用ください。※市のホームページからもアクセスできます。

コラム「認知症カフェ」

認知症の人やその家族、認知症に関心のある人なら誰でも立ち寄れる場所です。  
気軽に集い、ゆっくりおしゃべりをしたり、専門職を交えて、情報交換や悩みの相談もできたりします。

認知症に関する相談窓口・認知症の人を支える家族への支援

担当課：地域包括支援センター ☎839-2811 FAX 839-2815

認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」は、同じ悩みを抱えた家族が集まり、認知症への理解を深め、情報交換やお互いの思いを語り合う場です。

「認知症カフェ」は、認知症の人やその家族、認知症に関心のある人なら誰でも参加できます。ゆっくりとおしゃべりしたり、情報交換や悩みの相談をする場です。

気軽にご参加ください。

事業名：認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」（要予約）

対象者：認知症の人の家族

内容：講話、グループワークなど

日時：毎月 第4木曜日 ※12月・3月は第2木曜日 午前10時～12時

費用：無料

事業名：認知症カフェ

対象者・内容・日時・費用：認知症の人やその家族等、誰でも気軽に立ち寄れる場所です。

認知症カフェ一覧は、右の二次元コードからご確認ください。

認知症初期集中支援チーム

担当課：地域包括支援センター ☎839-2811 FAX 839-2815

認知症またはその疑いがある人を、認知症の知識を持つ専門職（専門医・看護師・介護福祉士等）の「認知症初期集中支援チーム」が訪問して、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関の受診、介護保険サービスなどの利用につなげるなどの支援を行います。まずは、最寄りの地域包括支援センター・サブセンターにご相談ください。

事業名：認知症初期集中支援チーム

対象者：40歳以上で、自宅で生活されており、認知症の症状等で困っているが、適切な医療や介護保険サービスを受けられていない人など

費用：無料

高齢者の人権や財産を守るための支援

担当課：地域包括支援センター ☎839-2811 FAX 839-2815

親族や民生委員児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは解決できない問題や、適切な支援の方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者に対し、地域において、安心して尊厳ある生活を営むことができるよう、専門的な視点からの支援を行います。成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用支援、高齢者虐待、消費者被害等の防止等、高齢者の人権や財産を守るために必要な支援を行います。

コラム「成年後見制度とは？」

認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）が法的な権限を得て、本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。

申立てや制度を利用するためには費用がかかります。

コラム「日常生活自立支援事業とは？」

認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない人について、日常生活上の判断に不安がある、福祉サービスの利用方法が分からないなど日常生活に困っている場合、福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理等を支援する制度です。

- サービス内容：①福祉サービスの利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かり
- 利用者の費用負担：相談は無料、サービス利用は有料（生活保護受給の人は無料）

成年後見制度等に関する相談窓口

高松市社会福祉協議会 権利擁護センター ☎811-5250 FAX 811-5256

成年後見制度や、日常生活自立支援事業をはじめ、権利擁護に関する制度を活用しながら、住み慣れた家や地域であなたらしい暮らしを支援しています。

ご相談をお受けしたら、お話をお聞きし、各専門機関と連携し、解決を目指します。

このような困りごとは、権利擁護センターまでご相談ください。

- 利用できる福祉サービスが分からない
- お金を管理するのが難しくなってきた
- 親が悪徳商法にだまされた
- 障がいがある子どもの将来が心配

生活を支える在宅福祉サービス

在宅福祉サービスとは

担当課：長寿福祉課 ☎839-2346 FAX 839-2352

在宅福祉サービスとは、介護保険制度とは別に、市が独自に実施している 65 歳以上の人を対象としたサービスです。

サービス名：高齢者福祉タクシー助成事業

対象者：次の全ての要件に該当する人

- 在宅で生活している
- 介護保険制度の要介護認定（要介護 1～5）を受けている
- 本人および配偶者が市民税非課税
- 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- 障害者福祉タクシー助成を受けていない

内容：タクシー助成券を年間 15 枚交付

費用負担・助成額：1 枚当たり 750 円（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人は、1 枚当たり 670 円）を助成

サービス名：紙おむつ給付事業

対象者：生計中心者が市民税非課税で介護保険施設に入所していない人で、次のいずれかに該当する人

- 要介護 3～5 で、寝たきりもしくは認知症の状態であり、常時おむつを必要とする 65 歳以上の人（要介護 2 で認知症の人、または 3 か月以上入院しており要介護認定を受けていない人も、特例で給付できる場合があります。）

○過活動膀胱による尿失禁と夜間頻尿の状態がおおむね 6 か月以上継続しており、おむつを必要とする 80 歳以上の人

内容：2 か月分ずつ自宅等に紙おむつを配達（過活動膀胱による給付は尿とりパッドのみ）  
ただし、過活動膀胱による申請は書面で

費用負担・助成額：無料

サービス名：高齢者短期入所事業（養護老人ホームでの短期入所）

対象者：身体的または経済的理由等で、自宅で養護を受けることができない虚弱な人など  
（介護保険制度の要支援・要介護認定を受けた人は対象になりません）

内容：養護者が一時的に養護できなくなった場合に養護老人ホームでの短期間の入所サービスを実施（原則 7 日以内）

費用負担・助成額：1 日当たり 1,730 円（生活保護世帯の人は理由により無料）

サービス名：介護見舞金支給事業

対象者：要介護 4・5 で寝たきりや認知症の 65 歳以上の人を在宅で常時介護している人（ただし、市内に 1 年以上住所を有している人）

内容：年 2 回（9・3 月）介護者に対し見舞金を支給

費用負担・助成額：月額 6,000 円

サービス名：配食見守りサービス事業

対象者：食事の支援と、見守りが必要な一人暮らしまたは高齢者世帯

目的：弁当の配達時に安否確認を行い、異常時には関係機関へ連絡

主体：弁当業者、老人福祉施設

提供方法：配食

回数：週 2 回まで

費用：弁当代実費

非課税の人は助成あり

※その他、民間業者でも配食サービスを行っています。

サービス名：あんしん通報サービス事業

対象者：一人暮らしの人で、介護保険制度の要介護認定（要介護 1～5）を受けている人など

内容：緊急時に押しボタンにより異常事態を知らせる装置（携帯型の押しボタン付）を設置し、24 時間 365 日の緊急対応及び相談対応、月 1 回のお伺い電話による定期的な安否確認

費用負担・助成額：市民税額に応じて負担

サービス名：特別あんしん見守り事業

対象者：在宅の一人暮らしまたは高齢者世帯に属する人のうち、地域において孤立する可能性が高い人

内容：老人介護支援センターなどの訪問員による対面での訪問・安否確認を週1回提供  
費用負担・助成額：無料

サービス名：認知症等行方不明高齢者家族支援サービス事業

対象者：認知症等により行方不明になるおそれがある在宅の高齢者（おおむね65歳以上の人）を介護している人

内容：認知症等により高齢者が行方不明になった場合に、早期に発見できる探索機器（GPS）の初期費用を助成

費用負担・助成額：基本料金や検索料等は利用者負担（詳細はお問い合わせください）

サービス名：軽度生活援助事業

対象者：日常生活の援助が必要な、在宅の一人暮らしまたは高齢者世帯の人など

内容：シルバー人材センターの援助員による家周りの清掃、食材の買い物等軽易な日常生活上の援助を月2回（1回につき3時間まで）または月3回（1回につき2時間まで）提供

費用負担・助成額：1時間当たり310円（生活保護世帯の人は無料）を負担

高齢者の所得税法、地方税法上の障害者認定

担当課：長寿福祉課 ☎839-2346

認知症や6か月以上寝たきりとなっている65歳以上の人は、税法上の障害者控除の対象者となる場合があります。必要に応じ「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、長寿福祉課にご相談ください。